

監第32号の3
平成30年4月16日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長
(公印省略)

熊本県公共工事請負契約約款の一部改正について（通知）

このことについて、下記の規定を別添のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正規定

熊本県公共工事請負契約約款

2 改正の内容

熊本県公共工事請負契約約款第36条のただし書を次のとおり改正する。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

3 施行日

この約款は、告示の日（平成30年4月24日）から施行し、改正後の第36条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

【問合せ先】

熊本県土木部

監理課建設業班 後藤

TEL : 096-333-2485 (内線 6021)